

第1号議案

公益社団法人 日本地すべり学会 定款 (案)

平成24年4月1日施行を予定

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益社団法人日本地すべり学会と称する。
- 2 この法人の英語名は The Japan Landslide Society とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は事務所を東京都港区新橋5丁目30番地7号に置く。
- 2 この法人は総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

- 第3条 この法人は地すべり等の斜面変動及びこれに関連する諸現象とその災害防止対策に関する研究者並びに技術者相互の交流を図り、その有機的な連携のもとに学術的・総合的に調査研究を行い、その成果を広く内外に公表し、もって科学技術の振興とより安全な地域環境の実現を目指し、国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 斜面変動及びこれに関する諸現象並びにその災害防止対策に関する調査、研究、受託及び助成
 - (2) 斜面災害発生時の緊急調査とそこで得られた知見の公開
 - (3) 学会誌及び学術図書の発行
 - (4) 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
 - (5) 内外の関連学協会との連絡及び協力
 - (6) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (7) 一般社会を対象とした普及講演会
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種別)

- 第5条 この法人に、次の会員を置く。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生（大学、大学院、短期大学、高

等専門学校等を含む)

- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があり、この法人の目的に賛同した者で、理事会において推薦され、総会で決定された者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

- 第7条 正会員、学生会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 名誉会員は会費を納めることを必要としない。
 - 4 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員、学生会員、賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において第11条で定める社員現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、当該会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等会員としてふさわしくない行為をしたとき

第3章 代議員および社員

(選出など)

- 第11条 この法人の社員は、概ね正会員20名の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
 - 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度3月に実施することとする。

(任期)

- 第12条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。
 - 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
 - 4 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 5 第3項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の通常総会の終結の時までとする。
 - 6 代議員は無償とする。ただし、費用は弁償することができる。

(正会員の権利)

第13条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）及び同法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第4章 役員

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理事 15名以上20名以下（会長、副会長及び専務理事を含む）
 - (5) 監事 2名以内
- 2 会長を法人法上の代表理事とする。副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

(選任)

第15条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長、専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 監事はこの法人の職員が含まれてはならない。

(職務)

- 第16条 会長はこの法人を代表し、業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括し、会長及び副会長がともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、定款又は総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員任期の始期は選任された総会の日とする。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

- 第18条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問を3名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営に関する重要事項について会長の諮問に応じる。

第5章 総 会

(構成)

第21条 総会は社員をもって構成し、これをもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(決議事項)

第23条 総会はこの定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会員の除名または代議員たる地位の解任
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他この法人の運営、入会金、会費の額に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後75日以内に、理事会の決議に基づき開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに代議員に通知するとともに、ホームページまたは学会誌をもって、全会員に周知する。
- 4 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、社員現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほかは、出席社員の過半数をもって決する。

2 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決権を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものと見なす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の現在数及び出席者氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した会務の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の要請があったとき

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のある時は、あらかじめ会長が指名した順序によって副会長がこれにあたる。

(定足数等)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録に署名または記名捺印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

(部及び支部)

第38条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るため、理事会の議決を経て、部及び支部を置くことができる。

2 部及び支部に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第39条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に定めるものをもって構成する。

(1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以後に公益目的不可欠財産として寄附された財産

3 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第40条 この法人の財産は、会長が管理運用する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計区分)

第44条 この法人は、業務の遂行上必要があるときは、理事会と総会の承認を得て、特別会計を設けることができる。特別会計に係る経費は、一般会計の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金等)

第45条 借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資金の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、社員現在数の半数以上が出席して、社員現在数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、社員現在数の半数以上が出席して開催する総会において、社員現在数の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びその他職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

第 1 1 章 公告の方法

(広告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 補 則

(規則)

第 5 6 条 この定款施行についての規則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は公益社団法人化後の最初の理事会で選任する。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 4 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。